

函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は函南町立小学校及び中学校における外国語指導助手派遣業務を委託することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

外国語指導助手派遣業務を実施するにあたり必要な実績・知識・理解・価格・安全性等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

(1) 名称

函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル

(2) 発注者

函南町長

(3) 担当部署

函南町教育委員会 学校教育課

(4) 選定方法

函南町立の小学校（5校）及び中学校（2校）において、外国語指導助手派遣業務を行う事業者を選定するものとする。

提出された提案書に基づき提案者からのプレゼンテーションを行い、その後選定委員からのヒアリングを行い、審査する。

(5) 審査結果の通知等

審査結果はそれぞれの審査対象者全てへ通知すると共に、町ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。町から選定されない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は町が通知を発送した日の翌日から起算して10日以内（閉庁日は除く）に提出すること。

(6) 情報公開

審査結果の情報について函南町情報公開条例（令和5年条例第9号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、町が判断する。

3 委託業務

(1) 業務名

函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託

(2) 業務内容の概要

小学校の外国語（活動）、中学校の英語において、担当日本人教諭の補助を行うもの（詳細は別に配布する契約書案、仕様書案等の内容による）。

外国語指導助手派遣業務を行う学校等は下記のとおり。

①函南町立小学校

- ・函南町立函南小学校及び函南町教育支援センター（1名）
- ・函南町立丹那小学校、函南町立桑村小学校、函南町立東小学校及び函南町教育支援センター、（1名）
- ・函南町立東小学校及び函南町教育支援センター（1名）
- ・函南町立西小学校及び函南町教育支援センター（1名）

②函南町立中学校

- ・函南町立函南中学校及び函南町教育支援センター（1名）
- ・函南町立東中学校及び函南町教育支援センター（1名）

(3) 委託等の場所

各小中学校内及び函南町教育支援センター

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 予算限度額

函南町立小中学校外国人語学指導助手派遣業務委託 87,129 千円

※消費税相当額を含む

※契約時の予定価格を示すものではなく事業の最大規模を示す金額

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 公告日現在の年度の函南町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和7年3月28日告示第48号）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 事業者及びその代表者または役員等が函南町暴力団排除条例（平成23年函南町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5 受託者特定までのスケジュール

プロポーザル公告、参加意向申出受付開始	令和7年10月17日（金）
質問締め切り	令和7年10月31日（金）正午
質問回答	随時ホームページへ掲載
参加意向申出締め切り	令和7年11月6日（木）
資格確認結果通知、提案書提出要請	令和7年11月20日（木）
提案書提出締め切り	令和7年12月4日（木）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月19日（金）
審査結果通知、受託候補者特定	令和7年12月25日（木）

※日付は予定のため変更の場合あり

6 配布書類

（1）配布期間

令和7年10月17日（金）から令和7年11月6日（木）まで

（2）入手方法

函南町ホームページからダウンロード

（3）配布書類一覧

- ・函南町プロポーザル方式契約実施取扱要綱（要綱様式含む）
- ・函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領（要領様式含む）
- ・函南町立小中学校外国語指導助手派遣業務委託に係る参考資料（契約書案、仕様書案、等）

7 質問及び回答

（1）質問方法・期限

本プロポーザルに関する質問は、要領様式1により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

【提出先アドレス】 gakkou@town.kannami.shizuoka.jp

【提出期限】 令和7年10月31日（金） 正午まで

（2）回答

質問への回答については、随時、町ホームページへ掲載する。

8 参加意向申出

(1) 参加意向申出に係る提出書類及び提出期限

【提出書類】

次の書類をまとめたものを2部(正1部、副1部)提出すること。両面複写可。

ア 函南町プロポーザル方式参加意向申出書(函南町プロポーザル方式契約実施取扱要綱第1号様式)

イ 業務実績確認書(要領様式2)

ウ 事業者等の概要報告書(様式任意。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。)

エ 労働者派遣事業許可証の写し

オ 有料職業紹介事業許可証の写し

【提出期限】

令和7年11月6日(木)17時15分まで(郵送の場合、必着)

(2) 提出先

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13

函南町教育委員会 学校教育課

(3) 提出方法

郵送または持参とする。郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は提出期限日までの役場開庁日において、8時30分から17時15分までの間のみ受付。

(4) 通知

参加意向申出を受けて町で参加資格の確認を行い、確認結果について文書で通知するとともに参加資格を有していることが確認できた者に対してプロポーザル関係書類の提出を要請する。

(5) その他

町から参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は町が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内(閉庁日は除く)に提出すること。

9 審査

(1) 審査の対象となる者は、参加意向申出をした者のうち、参加資格を有することが町から認められ、その旨の通知及びプロポーザル関係書類の提出要請を受けた者とする。

(2) 審査は(3)の評価項目について行う。提出された提案書等に基づき提案者からのプレゼンテーションを行い、その後選定委員からのヒアリングを行い審査する。各委託業務ごとの審査における合計得点の最も高い者を委託契約交渉順位第一位

の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。なお、各委託業務ごとの審査において合計得点が最も高い者が複数となった場合又は合計得点が最も高い者と次点の者との点が僅差であり甲乙つけがたい場合は、見積金額の最も低い者を第一位候補者とし、次に金額の低い者を第二位とする。ただし、見積金額が最低制限価格を下回った場合は委託契約交渉の候補者としない。

(3) 評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価基準
1. 会社概要	①会社のコンセプト、業務内容が、本業務の目的達成に適しているか。
	②ALT 担当部門（本社および近隣事業所）の組織体制が整っているか。
	③明確な連絡窓口が整い、迅速で信頼できる対応が期待できるか。
2. 実績	①ALT 委託業務実績年数はどうか。
	②本業務と同様の派遣業務委託実績があるか。
	③実働 ALT（パートや代理を含まない）の合計人数（全国及び県内）はどうか。
3. 英語教育に対する研究体制及び本業務への理解度	①文部科学省の目指す外国語（活動）、英語教育を理解し、英語教育に関する適切なカリキュラム、教材開発（ICT 活用を含む）ができる研究体制があるか。
	②上記①を実現させるための具体的方策が示されているか。
	③教員への研修について示され、協力体制があるか。
4. 本業務への運用	①法令上適正且つ効果的な ALT 活用方法が具体的に示されているか。
	②ICT の効果的な活用について具体的に示されているか。
	③適切な採用基準や採用方法により ALT に適した人材を採用しているか。
	④配置前後の ALT 研修が計画的に設定され、実行されているか。
	⑤ALT の勤務状況の管理、評価、改善、サポートなどの体制が整っているか。
	⑥災害や ALT の緊急事態発生時に迅速な対応ができる体制が整っているか。
5. 法令遵守	①業務委託と派遣の違いについて理解は十分か。県内での派遣実績はどうか。
	②法令遵守による業務遂行について、具体的に示されているか。
6. 価格	①見積価格は適正か。

(4) 提案書等の提出

【提出書類】

ア 函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第 4 号様式）

イ 見積書（要領様式3）

ウ 提案書（任意様式） 10 部

A4縦型、横書、ホチキス止め、表紙を含め20ページ以内

内容は（3）評価項目の番号ごとに章立てし、作成すること。

【提出期限】

令和7年12月4日（木）17時15分まで（郵送の場合、必着）

（5）プレゼンテーション及びヒアリング

提案書による説明とし、パソコン等を利用したプレゼンテーションは不可。

プレゼンテーション人数は1～2名程度

詳細は別途通知する。

【実施予定日】

令和7年12月18日（木） ※変更の場合あり

（6）審査結果の通知

審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、町ホームページへ掲載する。

10 提出書類作成上の留意点

- （1）提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- （2）審査における企画提案書のうち指示のある事項に関する説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができる。また、彩色も可とする。
- （3）提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。
- （4）両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。
- （5）正本と副本の内容は、字体・色等を含め全てを同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- （6）申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。

11 受託候補者の取扱

- （1）審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、町が第一位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第一位の候補者との交渉を終了し、第二位の候補者と交渉する。
- （2）契約は本プロポーザル結果に基づく随意契約とする。

(3) 契約及び手続きは、函南町財務規則及び委託業務契約約款による。

12 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (6) 本要領に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

13 その他

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、町は提出された書類を保存、記録し、記録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写する。
- (4) 提出された書類等は、函南町情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定により開示する場合がある。なお、非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書（要領様式4）により届け出ること。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、函南町プロポーザル方式参加辞退申出書（要領様式5）を提出すること。
- (6) 業務受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 業務受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託者と町が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (9) この要領に定めのない事項については、函南町プロポーザル方式実施取扱要

綱、函南町財務規則及び契約約款に準ずる。

(10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。